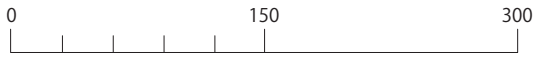
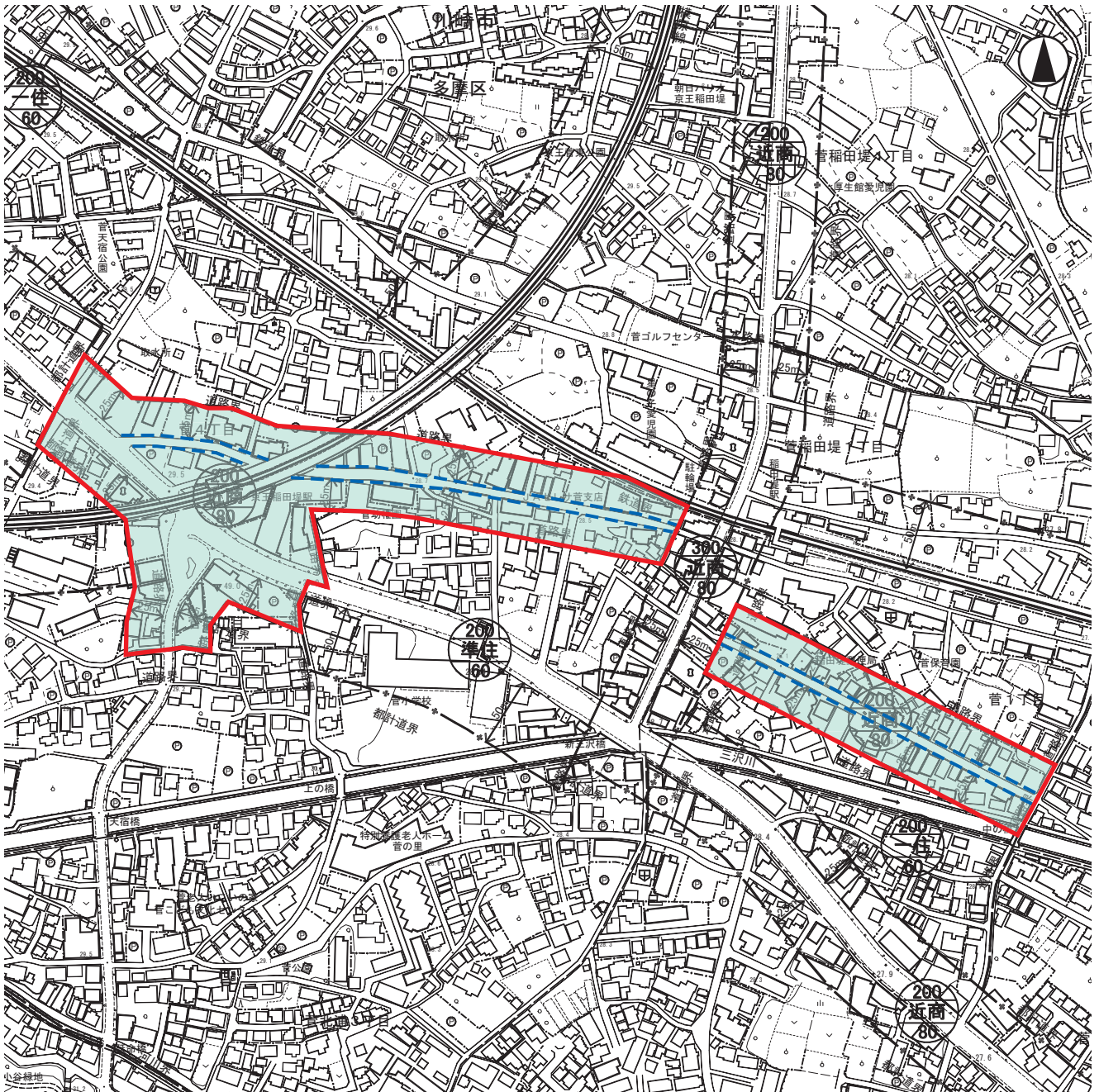




稲田堤駅前地区地区計画

名 称	稲田堤駅前地区地区計画	
位 置	川崎市多摩区菅1丁目、菅2丁目、菅3丁目及び菅4丁目	
面 積	約5.3ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、JR東日本南武線稲田堤駅周辺で、京王相模原線京王稲田堤駅を含んだ地区であり、駅周辺地区の田畑の宅地化、後背地の公団、公社等による宅地開発の急速な進行に伴い日用品販売等を主とした店舗等の立地が目ざましい地区となっている。</p> <p>このことから、地域中心商業地として、既存の商店街と一体的に魅力ある商店街の形成を目的とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	本地区は、地区固有の特性を持った魅力ある商店街の形成を図るため商店街の近代化等により安全快適な、回遊性のある歩行者動線を確保し、商業業務施設を計画的に誘導する。
	地区施設の整備の方針	本地区内の都市計画道路鹿島田菅線沿いに駅前広場等の確保に努める。
	建築物等の整備の方針	本地区には、商業・業務施設を誘導し、魅力ある商店街の形成を図るために建築物の用途制限等必要な基準を設定する。
地区整備計画	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 建築基準法別表第2（と）項第3号に掲げる事業を営む工場 2 建築基準法別表第2（と）項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供する建築物
	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	住居の用に供する建築物又は住居の用に供する部分を含む建築物の当該住居の用に供する部分（当該部分に附属する階段、エレベーター、廊下、車庫等の施設を含む。）にあつては、6/10（建築基準法第53条第3項第2号の規定に該当する建築物にあつては、7/10）とする。
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、計画図表示のとおりとする。

「区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

稲田堤駅前地区地区計画計画図



凡 例	
	地区計画区域
	<壁面の位置の制限> 道路の中心線から3m以上